

京都市告示第 166 号

介護保険法（以下「法」という。）第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者から，法第 115 条の 23 の規定に基づき，当該指定に係る事業所の名称又は所在地の変更について，次のとおり届出がありました。

平成 19 年 7 月 31 日

京都市長 梶本 頼兼

事業所名称（介護 保険事業所番号）	届出者	変更内容		変更年 月日
京都市紫竹地域 包括支援センタ ー指定介護予防 支援事業所（26 0010002 4）	医療法 人葬会	変 更 前	事業所の所在地：北区紫竹 北大門町 56 番地	平成 19 年 6 月 1 日
		変 更 後	事業所の所在地：北区大宮 南山ノ前町 36 番地の 1	

（保健福祉局長寿社会部介護保険課）